

2021年9月6日

福岡高等裁判所 御中
裁判長裁判官 森富義明 様
裁判官 佐藤拓海 様
裁判官 伊賀和幸 様

八ッ場あしたの会
東京都小平市花小金井 5-55-14 田中方
代表世話人 大熊孝ほか

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件への
公正な判決を求めます

半世紀前に計画された石木ダムは、利水目的においても、治水目的においても、
今では必要性を失っています。

わが国では、人口が増加している首都圏ですら、水需要は減少の一途を辿って
います。佐世保市は、根拠なく今後急激に水需要が増えると予測し、石木ダムによる
水源開発を強行しています。このダム建設が生物多様性を破壊し、将来世代にとっ
て負の遺産になることは必至です。

川棚川下流の支川に計画されている石木ダムは、かねてより川棚川の治水対策と
して疑問を投げかけられてきました。今年8月には、石木川流域にも総雨量 1,029
mmという記録的な豪雨となりましたが、川棚川下流の水位には十分な余裕があり、
石木ダムの不要性があらためて明らかになりました。

この裁判では、公共事業の名のもとにダム建設予定地住民の人権・生存権が侵害
される問題が問われています。

私どもが見直しを求めてきた八ッ場ダム事業では、構想から 68 年をかけて昨年
2020 年にダムが完成しましたが、早くも上流から流れ込む大量の土砂で堆砂の問題
が生じています。八ッ場ダムの機能は利水・治水両面において、ダム建設に費やし
た歳月よりかなり短い歳月の間に失われると考えられます。この間、三世代にわた
る水没地域の犠牲は甚大であり、ダムによる地域破壊の惨さを私たちに教えていま
す。

石木ダム事業が住民の方々を強権的に立ち退かせて推進されれば、わが国の公共
事業の歴史において、取り返しのつかない大きな禍根を残すこととなります。

審理にご尽力いただいている裁判官の皆様が、国民の負託に応え、公正な判決を
示されることを心より願うものです。